平成２３年（フ）第６９号
釧路市中鶴野６番４号
債務者　一坊寺直美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
川崎市川崎区日進町10番地５　初音、前住所横浜市中区寿町３丁目12番地７　徳川荘202号室
債務者　榎戸充太郎
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
川崎市多摩区長尾４丁目８番３号
債務者　大森　文枝
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
島根県大田市仁摩町仁万976番地、前住所岡山県倉敷市新田1307番地
債務者　大平　隆志
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１１号
島根県出雲市大社町北荒木1453番地10
債務者　原　　成延
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第６７号
青森市大字三内字沢部209番地４
債務者　大見かおり
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
東京都昭島市田中町２丁目17番23―101号
債務者　山岸　　毅
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７号
静岡県浜松市東区天龍川町126番地　マルニコーポ１―東
債務者　堤　　重子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
静岡県磐田市駒場7001番地18　フォーブル駒場102、前住所静岡県磐田市草崎1877番地
債務者　山内　龍吾
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
静岡県浜松市西区雄踏１丁目14番５―101号ウィスティリア浜松ウエスト、前住所東京都中央区日本橋本町４丁目９番５―301号
債務者　山口　美枝
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１７５号
大阪市浪速区下寺２丁目５番12号　ＧＳハイム夕陽ヶ丘10階1008号、住民票上の住所大阪市生野区勝山南２丁目２番17号
債務者　近江哲一郎
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９号
長崎県佐世保市大和町1077番地11　田中ハイツ102号室、旧住所長崎県佐世保市大宮町12番12号
債務者　古川　優子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
長崎県佐世保市保立町13番６号　実松アパート２号室
債務者　堀口　理代
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
長崎県西海市西海町木場郷154番地６
債務者　杉本　法子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係